

ゴルフリソルカード会員規約改定のお知らせ

平素は、ゴルフリソルカードをご愛顧賜り誠にありがとうございます。
2014年6月1日(日)をもって「ゴルフリソルカード会員規約」を改定いたします。
詳細は、下記記載の【ゴルフリソルカード会員規約 改定内容】をご確認ください。
今後ともゴルフリソルカード並びにリソルグループをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【ゴルフリソルカード会員規約 改定内容】

第5条(会員証)の条文修正

第9条(会員資格の取消し)への条文追加

カード会員規約 対照表

改定前	改定後
第5条(会員証)	第5条(会員証)
4.会員証の紛失や盗難により第三者に不正利用されたことが発覚しても、会社はその責を一切負わないものとし、カードの紛失および盗難の場合、同会員証の再発行はいたしません。	4.会員証の紛失や盗難により第三者に不正利用されたことが発覚しても、会社はその責を一切負わないものとし、カードの紛失および盗難の場合、同会員証 及び第6条に定めるポイント の再発行はいたしません。
第9条(会員資格の取消し)	第9条(会員資格の取消し)
会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止または、取り消すことが出来ます。 1.会員が死亡した場合。 2.入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。 3.会員が本規約及び施設の利用約款に違反した場合。 4.会員証を本人以外が使用した場合。 5.暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介をしたとき。 6.その他本事務局において処分が必要とする行為があったとき。	会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止または、取り消すことが出来ます。 1.会員が死亡した場合。 2.入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。 3.会員が本規約及び施設の利用約款に違反した場合。 4.会員証を本人以外が使用した場合。 5.会員が暴力団等反社会的勢力であると認められた場合。 6.暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介をしたとき。 7.その他本事務局において処分が必要とする行為があったとき。

2014年6月1日改定

変更後の会員規約全文はこちらをご参照ください。

<http://www.resol-golf.jp/golfresolcard/rule.html>

以上